

消食基発第364号
令和6年11月26日

食品安全委員会事務局評価第二課長 殿

消費者庁食品衛生基準審査課長
(公 印 省 略)

「暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順」に
基づく報告について

下記品目については、食品健康影響評価の結果を踏まえ、今般、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく残留基準の設定について、食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会での審議が終了したことから、平成18年6月29日付け府食第542号別添「暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順」に基づき、別添により報告します。

記

<動物用医薬品>

- スルファクロルピリダジン
- スルファジアジン
- スルファジミジン
- スルファジメトキシシ
- スルファドキシシ
- スルファメトキサゾール
- スルファモイルダブソン
- スルファモノメトキシシ
- スルフィソゾール

<動物用医薬品及び飼料添加物>

- スルファキノキサリン

以上



動物用医薬品・飼料添加物の暫定基準見直し

今般の残留基準の検討については、食品中の動物用医薬品等のポジティブリスト制度導入時に新たに設定された基準値（いわゆる暫定基準）の見直しについて、食品安全委員会において厚生労働大臣からの依頼に伴うスルファキノキサリン、スルファクロルピリダジン、スルファジアジン、スルファジミジン、スルファジメトキシシ、スルファドキシシ、スルファメトキサゾール、スルファモイルダプソン、スルファモノメトキシシ及びスルフイソゾール（以下「サルファ剤」という。）に係る食品健康影響評価がなされたことを踏まえ、農薬・動物用医薬品部会において審議を行い、以下の報告を取りまとめるものである。

1. 概要

(1) 分類及び品目名：

動物用医薬品及び飼料添加物

①スルファキノキサリン[Sulfaquinoxaline]

動物用医薬品

②スルファクロルピリダジン[Sulfachlorpyridazine]

③スルファジアジン[Sulfadiazine]

④スルファジミジン[Sulfadimidine]

（別名）スルファメサジン[Sulfamethazine]

⑤スルファジメトキシシ[Sulfadimethoxine]

⑥スルファドキシシ[Sulfadoxine]

⑦スルファメトキサゾール[Sulfamethoxazole]

⑧スルファモイルダプソン[Sulfamoyldapsone]

⑨スルファモノメトキシシ[Sulfamonomethoxine]

⑩スルフイソゾール[Sulfisozole]

(2) 用途：合成抗菌剤

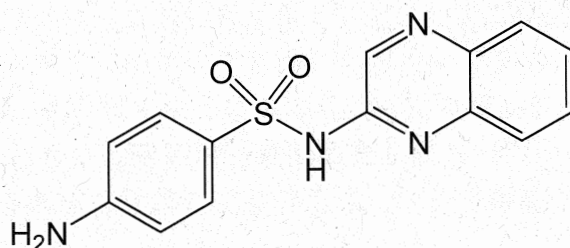
アミノベンゼンスルホンアミド骨格を有する合成抗菌剤である。微生物の葉酸合成系阻害によりDNA合成を阻害することによって、細菌及び原虫性疾患に効果を示すと考えられている。国内では、スルファキノキサリンが飼料添加物として指定され、スルファジミジン、スルファジメトキシシ、スルファドキシシ、スルファメトキサゾール、スルファモイルダプソン、スルファモノメトキシシ及びスルフイソゾールが動物用医薬品として承認され、各動物に使用されている。

(3) 化学名、CAS番号及び構造式

①スルファキノキサリン

4-Amino-*N*-(2-quinoxaliny)benzenesulfonamide (IUPAC)

Benzenesulfonamide, 4-amino-*N*-2-quinoxaliny- (CAS : No. 59-40-5)



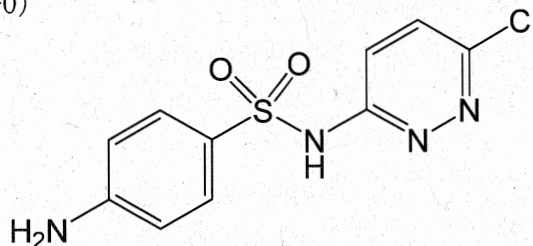
分子式 $C_{14}H_{12}N_4O_2S$

分子量 300.34

②スルファクロルピリダジン

4-Amino-*N*-(6-chloro-3-pyridazinyl)benzenesulfonamide (IUPAC)

Benzenesulfonamide, 4-amino-*N*-(6-chloro-3-pyridazinyl)-
(CAS : No. 80-32-0)



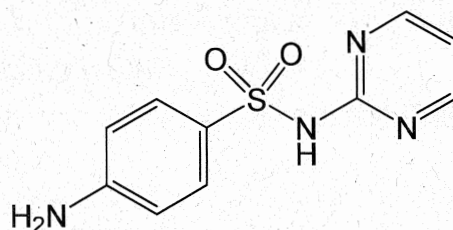
分子式 $C_{10}H_9ClN_4O_2S$

分子量 284.72

③スルファジアジン

4-Amino-*N*-(2-pyrimidinyl)benzenesulfonamide (IUPAC)

Benzenesulfonamide, 4-amino-*N*-2-pyrimidinyl- (CAS : No. 68-35-9)



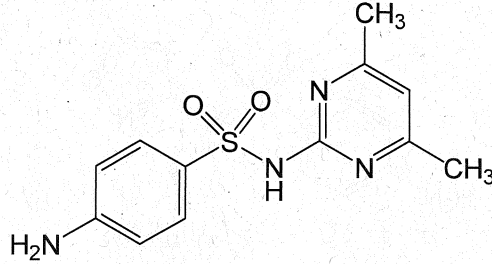
分子式 $C_{10}H_{10}N_4O_2S$

分子量 250.28

④スルファジミジン

4-Amino-*N*-(4,6-dimethyl-2-pyrimidinyl)benzenesulfonamide (IUPAC)

Benzenesulfonamide, 4-amino-*N*-(4,6-dimethyl-2-pyrimidinyl)-
(CAS : No. 57-68-1)

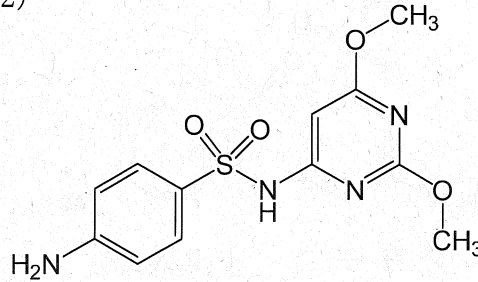


分子式 $C_{12}H_{14}N_4O_2S$
分子量 278.33

⑤スルファジメトキシシン

4-Amino-*N*-(2,6-dimethoxy-4-pyrimidinyl)benzenesulfonamide (IUPAC)

Benzenesulfonamide, 4-amino-*N*-(2,6-dimethoxy-4-pyrimidinyl)-
(CAS : No. 122-11-2)

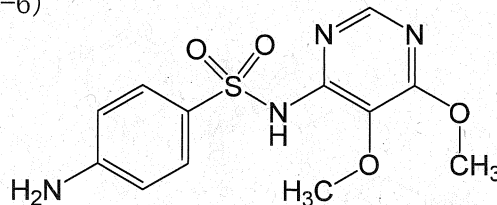


分子式 $C_{12}H_{14}N_4O_4S$
分子量 310.33

⑥スルファドキシシン

4-Amino-*N*-(5,6-dimethoxy-4-pyrimidinyl)benzenesulfonamide (IUPAC)

Benzenesulfonamide, 4-amino-*N*-(5,6-dimethoxy-4-pyrimidinyl)-
(CAS : No. 2447-57-6)

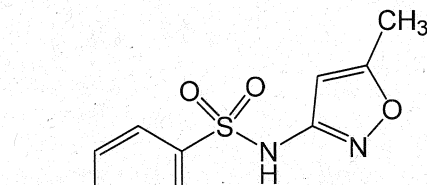


分子式 $C_{12}H_{14}N_4O_4S$
分子量 310.33

⑦スルファメトキサゾール

4-Amino-*N*-(5-methyl-1,2-oxazol-3-yl)benzenesulfonamide (IUPAC)

Benzenesulfonamide, 4-amino-*N*-(5-methyl-3-isoxazolyl)- (CAS : No. 723-46-6)



分子式

$C_{10}H_{11}N_3O_3S$

分子量

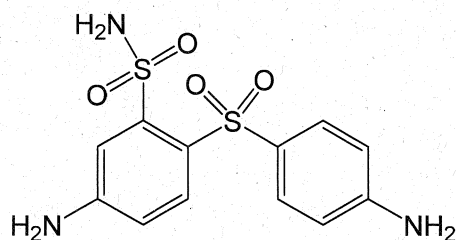
253.28

⑧スルファモイルダプソン

5-Amino-2-[(4-aminophenyl)sulfonyl]benzenesulfonamide (IUPAC)

Benzenesulfonamide, 5-amino-2-[(4-aminophenyl)sulfonyl]-

(CAS : No. 17615-73-5)



分子式

$C_{12}H_{13}N_3O_4S_2$

分子量

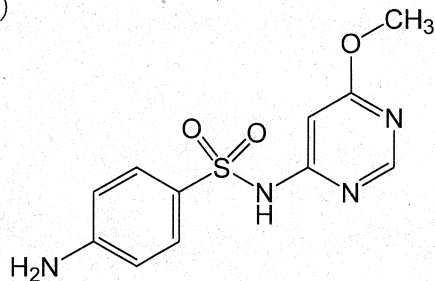
327.38

⑨スルファモノメトキシ

4-Amino-*N*-(6-methoxy-4-pyrimidinyl)benzenesulfonamide (IUPAC)

Benzenesulfonamide, 4-amino-*N*-(6-methoxy-4-pyrimidinyl)-

(CAS : No. 1220-83-3)



分子式

$C_{11}H_{12}N_4O_3S$

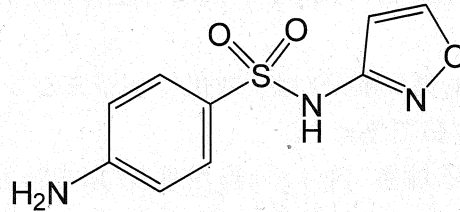
分子量

280.31

⑩スルフィソゾール

4-Amino-*N*-(1,2-oxazol-3-yl)benzenesulfonamide (IUPAC)

Benzenesulfonamide, 4-amino-*N*-3-isoxazolyl- (CAS : No. 37514-39-9)



分子式	C ₉ H ₉ N ₃ O ₃ S
分子量	239.25

2. 食品健康影響評価

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号及び第2項の規定に基づき、食品安全委員会あて意見を求めたサルファ剤に係る食品健康影響評価において、以下のとおり評価されている。

スルファジミジンはこれまでAPVMA^{注1)}及びJECFAで、スルファキノキサリン、スルファジアジン及びスルファドキシンはAPVMAで、それぞれ評価が行われており、ADIが設定されている。一方、スルファメトキサゾール、スルフィソゾール、スルファジメトキシシン、スルファモノメトキシシン、スルファクロルピリダジン及びスルファモイルダプソンは、これまで国内外において評価が行われておらず、ADIの設定が行われていない。

各種薬物動態試験及び残留試験の結果、サルファ剤は主として腎臓から尿中に未変化体又はアセチル体として排泄された。サルファ剤に共通する構造の最小単位であるアミノベンゼンスルホンアミドを用いた毒性試験において甲状腺濾胞上皮細胞肥大、体重増加抑制及び貧血がみられた。このうち、甲状腺濾胞上皮細胞肥大は甲状腺ペルオキシダーゼが仲介する甲状腺ホルモン合成をアミノベンゼン基が競合的に阻害した結果とされていること、貧血は甲状腺ホルモン合成阻害やアミノベンゼンスルホンアミド構造による葉酸合成阻害等の結果と考えられることから、これらの所見はサルファ剤に共通する部分構造に起因すると考えられた。各種毒性試験の結果、LD₅₀値はサルファ剤間で類似しており、サルファ剤単独による反復投与毒性試験における主な毒性所見として、甲状腺濾胞上皮細胞肥大及び過形成、体重増加抑制並びに貧血が複数のサルファ剤に共通してみられた。このうち低用量でもみられた甲状腺に対する影響及び貧血の発生機序は、アミノベンゼンスルホンアミドを用いた毒性試験の結果及び各サルファ剤の構造を踏まえると、サルファ剤間で同様と考えられた。また、入手できた資料の多くがサルファ剤以外の成分との合剤を投与した試験であったため、確認できた毒性所見が各サルファ剤に起因するものかを判別することが困難であったが、少なくとも各試験のLOAELに相当する用量でみられた毒性

所見には、サルファ剤単剤により誘発されることが予想される毒性所見から逸脱する合剤特異的なものは見出されず、また、後述する POD^{注2)} を下回る用量で生じる可能性は低いと考えられた。以上のことを総合的に勘案した結果、サルファ剤を一括して評価することが適切であると判断した。

各種遺伝毒性試験等の結果から、サルファ剤には生体にとって特段問題となる遺伝毒性はないと判断した。

各種毒性試験の結果、最も低いNOAELは、スルファジミジンのラットを用いた2年間慢性毒性試験の2.2 mg/kg 体重/日であった。

現行のリスク管理における体重(1 kg)当たり及び1日当たりの推定摂取量は、最大と試算された幼小児で0.0017 mg/kg 体重/日と算定されている。

したがって、サルファ剤の体重(1 kg)当たり及び1日当たりの推定摂取量とNOAELとの比較によるMOE^{注3)} は約1,300であった。また、PODの根拠である甲状腺濾胞上皮細胞過形成は、甲状腺ホルモン合成阻害による血中甲状腺ホルモン濃度低下がネガティブフィードバックにより下垂体からの甲状腺刺激ホルモン分泌をもたらし、甲状腺濾胞上皮細胞でのホルモン合成が持続的かつ過剰に刺激されたことによるものである。ヒトでは血中に甲状腺ホルモン濃度の低下に対して緩衝作用をもつチロキシン結合タンパク質が存在するが、げっ歯類では当該タンパク質は存在しないことが知られており、ヒトではげっ歯類と比べて、甲状腺ホルモン合成阻害による影響は小さいと考えられる。以上のことから、評価に用いた資料には一部の試験が不足していることを考慮しても、NOAELと現行のリスク管理を基にした推定摂取量には十分な余裕があると判断した。また、サルファ剤の体重(1 kg)当たり及び1日当たりの推定摂取量は、微生物学的影響調査結果において算出されたスルフィゾールの微生物学的ADIを超えるものではなかった。その他のサルファ剤についての同調査結果において、各菌種に対するMIC₅₀^{注4)} が128 µg/mLを超えたことから微生物学的ADIの設定は不要と考えられた。

これらのことから、サルファ剤は、評価の考え方^{注5)} の3(3)①に該当する成分であると判断され、現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、食品健康影響は無視できる程度と考えられる。

注1) オーストラリア農薬・動物用医薬品局 : Australian Pesticides & Veterinary Medicines Authority

注2) 出発点 : Point of departure

注3) 暴露マージン(Margin of Exposure) : NOAEL等の毒性指標と摂取量の大きさの違いを示す指標。リスク管理の優先度を検討するとき等に用いられる。

注4) 50%最小発育阻止濃度 : 50% Minimum Inhibitory Concentration

注5) 「暫定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価の考え方について」(令和2年5月18日内閣府食品安全委員会動物用医薬品専門調査会及び令和2年6月15日内閣府食品安全委員会肥料・飼料等専門調査会決定)(改正 令和5年1月23日動物用医薬品専門調査会及び令和4年12月22日肥料・飼料等専門調査会)

3. 諸外国における状況

JECFAにおいて、スルファジミジンのリスク評価がなされ、1995年にADIが設定されている。国際基準は牛、豚等に設定されている。

米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においては、牛等にスルファキノキサリン、スルファクロルピリダジン、スルファジミジン及びスルファジメトキシンの基準値が設定されている。カナダにおいては、牛等にスルファキノキサリン、スルファクロルピリダジン、スルファジアジン、スルファジミジン、スルファジメトキシ及びスルファドキシンの基準値が設定されている。豪州においては、牛、豚等にスルファジアジン、スルファジミジン及びスルファドキシ、家きん等にスルファキノキサリンの基準値が設定されている。EUにおいては、すべての食用動物にスルホンアミドグループとしての基準値が設定されている。

4. 残留規制

(1) 残留の規制対象

各サルファ剤とする。

食品健康影響評価を踏まえ、各サルファ剤の現行の規制対象を維持する。

(2) 基準値案

食品健康影響評価を踏まえ、各サルファ剤の現行の値を維持する。

(3) 本剤については、平成17年11月29日付け厚生労働省告示第499号により、食品一般の成分規格7に食品に残留する量の限度（暫定基準）が定められているが、今般、残留基準の見直しを行うことに伴い、暫定基準は削除される。

なお、本剤については、基準値を設定しない食品に関して、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第1 食品の部 A 食品一般の成分規格の1に示す「食品は、抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質を含有してはならない。」が適用される。

(参考)

これまでの経緯

平成17年	9月13日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請(スルファメトキサゾール)
平成17年	11月29日	残留農薬基準告示
平成18年	7月18日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請(スルファメトキサゾール)
平成19年	2月5日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請(スルフィソゾール)
平成19年	3月19日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請(スルファジメトキシン、スルファモノメトキシン)
平成24年	1月19日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請(スルファジミジン、)
令和2年	3月17日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請(スルファキノキサリン、スルファクロルピリダジン、スルファジアジン、スルファドキシン、スルファモイルダプソン)
令和6年	4月24日	食品安全委員会委員長から内閣総理大臣あてに食品健康影響評価について通知
令和6年	6月12日	食品衛生基準審議会へ諮問
令和6年	6月25日	食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会

● 食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会

[委員]

- | | | |
|------|-----|---------------------------|
| ◎ 穂山 | 浩 | 星薬科大学薬学部教授 |
| 大山 | 和俊 | 一般財団法人残留農薬研究所業務執行理事・化学部長 |
| ○ 折戸 | 謙介 | 学校法人麻布獣医学園理事（兼）麻布大学獣医学部教授 |
| 加藤 | くみ子 | 北里大学薬学部教授 |
| 神田 | 真軌 | 東京都健康安全研究センター食品化学部副参事研究員 |
| 近藤 | 麻子 | 日本生活協同組合連合会組織推進本部長 |
| 佐藤 | 洋 | 岩手大学農学部教授 |
| 佐野 | 元彦 | 東京海洋大学学術研究院海洋生物資源学部門教授 |
| 須恵 | 雅之 | 東京農業大学応用生物科学部教授 |
| 瀧本 | 秀美 | 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所理事 |
| 田口 | 貴章 | 国立医薬品食品衛生研究所食品部第一室長 |
| 堤 | 智昭 | 国立医薬品食品衛生研究所食品部長 |
| 中島 | 美紀 | 金沢大学ナノ生命科学研究所教授 |
| 野田 | 隆志 | 一般社団法人日本植物防疫協会技術顧問 |

(◎：部会長、○：部会長代理)

答申（案）

スルファキノキサリンについては、以下のとおり食品中の動物用医薬品及び飼料添加物の残留基準を設定することが適当である。

スルファキノキサリン

今回残留基準を設定する「スルファキノキサリン」の規制対象は、スルファキノキサリンのみとする。

食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注1)} の筋肉	0.1
牛の脂肪	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1
牛の肝臓	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1
牛の腎臓	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1
牛の食用部分 ^{注2)}	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1
乳	0.01
鶏の筋肉	0.05
その他の家きん ^{注3)} の筋肉	0.1
鶏の脂肪	0.05
その他の家きんの脂肪	0.1
鶏の肝臓	0.05
その他の家きんの肝臓	0.1
鶏の腎臓	0.05
その他の家きんの腎臓	0.1
鶏の食用部分	0.05
その他の家きんの食用部分	0.1
鶏の卵	0.01
その他の家きんの卵	0.01

注1)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注2)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注3)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

答申（案）

スルファクロルピリダジンについては、以下のとおり食品中の動物用医薬品の残留基準を設定することが適当である。

スルファクロルピリダジン

今回残留基準を設定する「スルファクロルピリダジン」の規制対象は、スルファクロルピリダジンのみとする。

食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉	0.1
豚の筋肉	0.05
牛の脂肪	0.1
豚の脂肪	0.05
牛の肝臓	0.1
豚の肝臓	0.05
牛の腎臓	0.1
豚の腎臓	0.05
牛の食用部分 ^{注1)}	0.1
豚の食用部分	0.05

注1)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

答申（案）

スルファジアジンについては、以下のとおり食品中の動物用医薬品の残留基準を設定することが適当である。

スルファジアジン

今回残留基準を設定する「スルファジアジン」の規制対象は、スルファジアジンのみとする。

食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉	0.1
豚の筋肉	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注1)} の筋肉	0.1
牛の脂肪	0.1
豚の脂肪	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1
牛の肝臓	0.1
豚の肝臓	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1
牛の腎臓	0.1
豚の腎臓	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1
牛の食用部分 ^{注2)}	0.1
豚の食用部分	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1
乳	0.07
鶏の筋肉	0.1
その他の家きん ^{注3)} の筋肉	0.1
鶏の脂肪	0.1
その他の家きんの脂肪	0.1
鶏の肝臓	0.1
その他の家きんの肝臓	0.1
鶏の腎臓	0.1
その他の家きんの腎臓	0.1
鶏の食用部分	0.1
その他の家きんの食用部分	0.1
鶏の卵	0.02
その他の家きんの卵	0.02
魚介類（さけ目魚類に限る。）	0.1

注1)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注2)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注3)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

答申（案）

スルファジミジンについては、以下のとおり食品中の動物用医薬品の残留基準を設定することが適当である。

スルファジミジン

今回残留基準を設定する「スルファジミジン」の規制対象は、スルファジミジンのみとする。

食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉	0.10
豚の筋肉	0.10
羊の筋肉	0.10
馬の筋肉	0.10
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注1)} （羊及び馬を除く。）の筋肉	0.1
牛の脂肪	0.10
豚の脂肪	0.10
羊の脂肪	0.10
馬の脂肪	0.10
その他の陸棲哺乳類に属する動物（羊及び馬を除く。）の脂肪	0.1
牛の肝臓	0.10
豚の肝臓	0.10
羊の肝臓	0.10
馬の肝臓	0.10
その他の陸棲哺乳類に属する動物（羊及び馬を除く。）の肝臓	0.1
牛の腎臓	0.10
豚の腎臓	0.10
羊の腎臓	0.10
馬の腎臓	0.10
その他の陸棲哺乳類に属する動物（羊及び馬を除く。）の腎臓	0.1
牛の食用部分 ^{注2)}	0.1
豚の食用部分	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1
乳	0.025
鶏の筋肉	0.10
あひるの筋肉	0.10
七面鳥の筋肉	0.10
その他の家きん ^{注3)} （あひる及び七面鳥を除く。）の筋肉	0.1

食品名	残留基準値 ppm
鶏の脂肪	0.10
あひるの脂肪	0.10
七面鳥の脂肪	0.10
その他の家きん（あひる及び七面鳥を除く。）の脂肪	0.1
鶏の肝臓	0.10
あひるの肝臓	0.10
七面鳥の肝臓	0.10
その他の家きん（あひる及び七面鳥を除く。）の肝臓	0.1
鶏の腎臓	0.10
あひるの腎臓	0.10
七面鳥の腎臓	0.10
その他の家きん（あひる及び七面鳥を除く。）の腎臓	0.1
鶏の食用部分	0.1
その他の家きんの食用部分	0.1
鶏の卵	0.01
その他の家きんの卵	0.01

注1)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注2)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注3)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

答申（案）

スルファジメトキシンについては、以下のとおり食品中の動物用医薬品の残留基準を設定することが適当である。

スルファジメトキシン

今回残留基準を設定する「スルファジメトキシン」の規制対象は、スルファジメトキシンのみとする。

食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉	0.05
豚の筋肉	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注1)} の筋肉	0.05
牛の脂肪	0.05
豚の脂肪	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05
牛の肝臓	0.05
豚の肝臓	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05
牛の腎臓	0.05
豚の腎臓	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05
牛の食用部分 ^{注2)}	0.05
豚の食用部分	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05
乳	0.02
鶏の筋肉	0.05
その他の家きん ^{注3)} の筋肉	0.1
鶏の脂肪	0.05
その他の家きんの脂肪	0.1
鶏の肝臓	0.05
その他の家きんの肝臓	0.1
鶏の腎臓	0.05
その他の家きんの腎臓	0.1
鶏の食用部分	0.05
その他の家きんの食用部分	0.1
鶏の卵	1

食品名	残留基準値 ppm
魚介類（さけ目魚類に限る。）	0.1
魚介類（その他の魚類 ^{注4} に限る。）	0.1

注1)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注2)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注3)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

注4)「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びすずき目類以外のものをいう。

答申（案）

スルファドキシシンについては、以下のとおり食品中の動物用医薬品の残留基準を設定することが適当である。

スルファドキシシン

今回残留基準を設定する「スルファドキシシン」の規制対象は、スルファドキシシンのみとする。

食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉	0.1
豚の筋肉	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注1)} の筋肉	0.1
牛の脂肪	0.1
豚の脂肪	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1
牛の肝臓	0.1
豚の肝臓	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1
牛の腎臓	0.1
豚の腎臓	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1
牛の食用部分 ^{注2)}	0.1
豚の食用部分	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1
乳	0.06

注1)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注2)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

答申（案）

スルファメトキサゾールについては、以下のとおり食品中の動物用医薬品の残留基準を設定することが適当である。

スルファメトキサゾール

今回残留基準を設定する「スルファメトキサゾール」の規制対象は、スルファメトキサゾールのみとする。

食品名	残留基準値 ppm
豚の筋肉	0.02
豚の脂肪	0.02
豚の肝臓	0.02
豚の腎臓	0.02
豚の食用部分 ^{注1)}	0.02
鶏の筋肉	0.02
鶏の脂肪	0.05
鶏の肝臓	0.02
鶏の腎臓	0.02
鶏の食用部分	0.02

注1)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

答申（案）

スルファモイルダプソンについては、以下のとおり食品中の動物用医薬品の残留基準を設定することが適当である。

スルファモイルダプソン

今回残留基準を設定する「スルファモイルダプソン」の規制対象は、スルファモイルダプソンのみとする。

食品名	残留基準値 ppm
豚の筋肉	0.1
豚の脂肪	0.1
豚の肝臓	0.1
豚の腎臓	0.1
豚の食用部分 ^{注1)}	0.3

注1)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

答申（案）

スルファモノメトキシシンについては、以下のとおり食品中の動物用医薬品の残留基準を設定することが適当である。

スルファモノメトキシシン

今回残留基準を設定する「スルファモノメトキシシン」の規制対象は、スルファモノメトキシシンのみとする。

食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉	0.01
豚の筋肉	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注1)} の筋肉	0.1
牛の脂肪	0.05
豚の脂肪	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1
牛の肝臓	0.05
豚の肝臓	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1
牛の腎臓	0.05
豚の腎臓	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1
牛の食用部分 ^{注2)}	0.05
豚の食用部分	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1
鶏の筋肉	0.1
鶏の脂肪	0.1
鶏の肝臓	0.1
鶏の腎臓	0.1
鶏の食用部分	0.1
魚介類（さけ目魚類に限る。）	0.1
魚介類（うなぎ目魚類に限る。）	0.1
魚介類（すずき目魚類に限る。）	0.1
魚介類（その他の魚類 ^{注3)} に限る。）	0.1

注1)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注2)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注3)「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びすずき目類以外のものをいう。

答申（案）

スルフィソゾールについては、以下のとおり食品中の動物用医薬品の残留基準を設定することが適当である。

スルフィソゾール

今回残留基準を設定する「スルフィソゾール」の規制対象は、スルフィソゾールのみとする。

食品名	残留基準値 ppm
魚介類（さけ目魚類に限る。）	0.1
魚介類（すずき目魚類に限る。）	0.1
魚介類（その他の魚類 ^{注1} に限る。）	0.1

注1)「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びすずき目類以外のものをいう。

